

7 観名保第 9 6 号

令和 7 年 1 1 月 6 日

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 齋藤 縣三 様

小川 直人 様

名古屋市長 広沢 一郎

「広沢市政における名古屋城木造天守復元事業について
質問および要望」に対する回答について

日頃より、本市事業にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
令和 7 年 1 1 月 6 日付の質問及び要望につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 1960年代に建築された現天守の内部には、23人乗りのエレベーターが、2基設置されており、障害や高齢、子供などのすべての人が、分け隔てられることなく利用できていました。先人たちが積み上げてきた人権意識を無視し後退することは許されません。木造天守においても、大型のエレベーターを設置し、分け隔てられることのない、設計施工としてください。

- ・ 名古屋城天守閣整備事業においては、事業目的として、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解促進を掲げており、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に基づく「復元」として、豊富な史資料により、外観のみならず内部の意匠・構造等を含めて、可能な限り史実に忠実に天守を復元するとともに、多くの方に木造天守の歴史的・文化的空間を体感していただけるよう、防災や観覧のために必要となる現代設備を付加することとしております。
- ・ バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準に対応するエレベーターについては、内部に設置する場合は、木造天守の柱・梁等の主架構を取り除く必要があり、伝統的な木造軸組建築である木造天守の構造、形式等に高い蓋然性を確保すること

が困難となり、設置できません。そのため、より多くの方が上層階まで昇降できる技術を募り、実用化を図ることを目的として、令和4年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施しました。

- ・ 障害者や高齢者等の当事者からの意見聴取も経て選定した垂直昇降設備は、木造天守の主架構を変更せずに設置でき、JIS規格で定める車いす（全長120cm以内、全幅70cm以内）を使用する方と介助者との同乗が可能で、各階で乗り換えながら上層階を目指せる技術であり、木造天守のバリアフリーを実現するために非常に有効であると考えております。
- ・ 社会要請としてバリアフリーは重要であり、共生社会の実現を目指す現代における歴史的建造物の復元として、障害のある人もない人も共に天守を観覧していただけるよう、事業目的を損なわない範囲で、環境の整備を行う必要があると考えており、史実性とバリアフリーの両立を目指してまいります。

- 2 木造天守に関するバリアフリー設備の検討については、「バリアフリー整備相談支援事業当事者参画の場」で議論がはじまり、しかも非公開で行われました。もっと多くの障害当事者が参画でき、オープンな場で十分議論ができる専門の会議体を設置してください。

- ・ 名古屋城天守のバリアフリーにおいては、障害者、高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者（以下「当事者」という）との建設的な対話を行い、相互理解のもと検討していくことが重要であると認識しており、差別事案に係る検証委員会の最終報告を踏まえ開始された当事者参画の場である「バリアフリー整備相談支援事業」を活用するとともに、障害者施策推進協議会など関係会議の場や、必要に応じて個別の場に参加していただきご意見を伺うなど、丁寧な対話に努めてまいります。
- ・ 当事者参加の場では、率直な意見交換を不当に妨げることもないよう、原則として非公開での開催となりますが、天守閣整備事業においては、本事業に特化した臨時の場として開催するなど、十分な対話の時間を確保することや、市民等へ丁寧かつ十分な情報発信を行いながら進めていくことが必要と考えており、健康福祉局はじめ関係局と連携して取り組んでまいります。

- 3 情報公開を積極的に行ってください。これまでは市にとって都合の良い情報しか発信されませんでした。新技術開発を受注したMHIエアロスペースプロダクション社の開発状況等はどうなったのでしょうか。

- ・ 本事業においては、名古屋城公式ウェブサイトや市民向け説明会等を活用して一定の情報発信を行ってまいりましたが、昇降設備の設置を含めた復元の考え方や、事業の検討経緯をはじめ、事業全体を正確に理解してもらうには不十分であったと認識しております。
- ・ 公募で選定した垂直昇降設備は、障害者、高齢者等さまざまな配慮が必要な方々に天守を観覧していただくために必要なものであると認識しており、現在、可能な限り上層階まで設置することを目指して技術開発を行うとともに、設置に伴う建物側の構造・防災等の課題検討を行っているところです。
- ・ 今後、事業を再開させた後に、垂直昇降設備の開発状況や仕様などについてバリアフリー整備相談支援事業の当事者参画の場で説明し、ご意見を伺いながら検討を行ってまいりたいと考えておりますが、バリアフリーの実現は、全ての人の人権につながることであるという認識のもと、行政として、木造天守のバリアフリーを推進するという姿勢を明確に示し、新たな対立を生まないよう、市民等への正しい情報発信を行いながら丁寧に進めてまいります。

- 4 広沢市長は、柱や梁を傷つけないで上層階を可能な限り目指すと発言されていますが、たとえば外付けエレベーターの設置検討もあってもよいのではないのでしょうか。人権を重視されるのであれば、これまで排除された方法も再検討が必要と考えますがいかがでしょうか。

- ・ 外部エレベーターの設置については、相当規模の構造物を新設する必要があり、名古屋城本丸における歴史的な景観を損なうとともに、特別史跡名古屋城跡の地下遺構の保存に影響を及ぼすことから、設置しない方針としております。
- ・ 本市としては、より多くの方に木造天守の優れた伝統技術や歴史的・文化的空間を体感し、親しんでいただけるよう、可能な限り上層階まで設置することを目指して、垂直昇降設備の技術開発等を行うとともに、当事者との建設的な対話による相互理解のもと、木造天守のバリアフリーの検討を丁寧に進めてまいります。

- 5 2022年10月24日付で名古屋市に対し、日本弁護士連合会より「人権救済申立事件につき」要望書が提出されました。要望書および添付された調査報告書に対する回答および考えをお聞かせください。

- ・ 日本弁護士連合会からの令和4年10月24日付の要望書につきましては、令和5年9月19日付で1次回答をし、令和7年10月29日付で本市としての名古屋城天守閣整備事業の事業目的とバリアフリーに対する考え、取り組み状況を回答いたしました。
- ・ なお、日本弁護士連合会への回答におきましても、より多くの方に木造天守の優れた伝統技術や歴史的・文化的空間を体感し、親しんでいただけるよう、可能な限り上層階まで設置することを目指して、垂直昇降設備の技術開発等を行うとともに、当事者との建設的な対話による相互理解のもと、木造天守のバリアフリーの検討を丁寧に進めていく旨をお答えしたところでございます。

【担当者連絡先】

観光文化交流局名古屋城総合事務所

担当課長（昇降技術開発等） 國井

担当課長（天守閣整備）坂倉、細川

電 話 052-231-2488

FAX 052-201-3646